



島根県報

平成17年 1 月 1 日 (土)
号外 第 1 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

職員の研修に関する事務の受託	(人 事 課)	1
公平委員会の事務の受託	(市 町 村 課)	2
字の区域の変更及び字の名称の変更	(")	2
飯南町の人口	(")	3

告 示

島根県告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第 1 項の規定に基づき、次の規約により飯南町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第 3 項において準用する同法第252条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成17年 1 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

飯南町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 飯南町（以下「甲」という。）は、職員の研修に関する事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第 2 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第 3 条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第 4 条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の納納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

（決算の場合の措置）

第 5 条 知事は、地方自治法第233条第 6 項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第 6 条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

（連絡会議）

第 7 条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

(規程等を改正した場合の措置)

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

島根県告示第2号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、次の規約により飯南町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年1月1日

島根県知事 澄 田 信 義

飯南町の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、飯南町(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

島根県告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、飯南町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年1月1日から生ずる。

平成17年1月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 本町において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字頓原町	頓原
大字頓原村	
大字都加賀	都加賀
大字花栗	花栗
大字長谷	長谷
大字佐見	佐見

大字獅子	獅子
大字八神	八神
大字志津見	志津見
大字角井	角井
大字下来島	下来島
大字野萱	野萱
大字上来島	上来島
大字小田	小田
大字真木	真木
大字畑田	畑田
大字井戸谷	井戸谷
大字塩谷	塩谷
大字下赤名	下赤名
大字赤名	赤名
大字上赤名	上赤名

島根県告示第 4 号

平成17年 1 月 1 日から飯石郡頓原町及び同郡赤来町を廃し、その区域をもって同郡飯南町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項の規定により飯南町の人口を次のとおり告示する。

平成17年 1 月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

飯南町 6,541人

